

(お知らせ)

7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による  
運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）

2024年11月21日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2024年11月21日午後2時30分頃、5号機の緊急時対策所に設置している衛星電話設備（常設）5台の通信確認をしていたところ、1台が不調であることを確認しました。

その後、調査を行い、午後5時10分に使用出来ないことを確認したことから、同時刻に7号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限\*から逸脱したと判断しました。

このため、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後5時25分に確認しました。

今後、当該衛星電話設備（常設）が故障した原因について調査いたします。

なお、本設備は通信設備であるため、使用済燃料プール、原子炉の冷却には影響ありません。

\*保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、合計5台が動作可能であることとしている。

以上